

世界知的所有権機関における最近の動向について

平成 28 年 12 月 15 日
文化庁 国際課

ア) 第 56 回 WIPO 加盟国総会結果概要1. 日程

平成 28 年 10 月 3 日（月）～10 月 11 日（火）

2. 経緯等

WIPO 加盟国総会は、WIPO 全体に関わる事項についての最高意思決定機関である。今次総会では、意匠法条約採択のための外交会議の開催、外部事務所の設置について議論が行われた他、著作権等常設委員会（SCCR）、遺伝資源等政府間委員会（IGC）の活動報告や、マラケシュ条約に関する第 1 回加盟国会合等が行われた。

3. 結果概要（SCCR、IGC、マラケシュ条約関連の議題のみ）（1）SCCR の活動報告について

SCCR の活動について事務局からの報告があり、その後、各国からステートメントが行われた。

我が方、EU、アフリカグループ、アルゼンチン等より、放送条約に関する外交会議の早期開催を望む旨が表明された。特に、アルゼンチンからは、放送条約に関する議論を推進する旨の文言を議決文に盛り込むべきとの主張があり、全てのアジェンダについて明確なロードマップを作成する旨を追加した議決文案が提案されたものの、コンセンサスを得ることができなかったため、総会最終日に当該提案が取り下げられた。その結果、「SCCR にて議論を継続する」旨の議決文が採択された。

（2）IGC の活動報告について

昨年の WIPO 総会で決議された 2 年間のマンデートにおける 1 年目の進捗の報告として、事務局から遺伝資源に関する 2 回の会合の結果及び伝統的知識に関する 1 回の会合の結果がそれぞれ報告された。これを受けて、途上国側は議論の進捗の遅さに懸念を示すとともに、国際的な法的拘束力のある文書の策定を求めたのに対し、先進国側からは、遺伝資源等に係る制度を有する国の経験を共有し、事実に基づく議論を行うことで理解を深めるべきとする従来の立場が表明された。

（3）マラケシュ条約加盟国会合について

平成 28 年 9 月 30 日にマラケシュ条約が発効したことを受け、第 1 回加盟国会合が行われた。議長選任等の手続規則が採択された他、多くの国や視覚障害者団体等から、マラケシュ条約の発効を歓迎する旨の発言がなされた。

イ) 第 33 回著作権等常設委員会 (SCCR) 結果概要

1. 日程

平成 28 年 11 月 14 日 (月) ~ 11 月 18 日 (金)

2. 概要

今次会合では、これまでと同様に、放送条約、及び権利の制限と例外の議論が行われた。また、追及権については、専門家によるプレゼンテーションや今後の進め方に関する議論が行われた。

3. 各論

(1) 放送条約

(ア) 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール (条約) の策定を目指して議題化され、2007 年以降は、一般総会のマンデート (伝統的な意味での放送機関の保護を定めること (但し、コンテンツ自体は保護の適用対象外)) にしたがって議論が行われている。今次会合に際し、①定義 (definition)、②保護の対象 (object of protection)、及び③与えられる権利 (rights to be granted/protection) に関する統合テキスト案 (SCCR/33/3: 資料 1-2) が議長から提示された。

(イ) 議論の概要

統合テキスト案 (SCCR/33/3) に基づきテキストベースの議論が行われた。特に、①放送の定義、②サイマルキャスト等のインターネット上の送信の保護、③放送前信号の扱いについて集中的な議論がなされた。これらの論点に関する議論の内容は以下の通り。

<放送の定義について>

放送と有線放送を別途定義する案、放送の定義の中に有線放送も含める案が検討された。議長より、後者の案をベースにすることが提案され、一定の支持が得られたものの、既存の条約の定義との整合性について懸念する意見も出されたことから、引き続き、両案について検討が継続されることとなった。なお、いずれの案についても、インターネット上の送信を含まないとする文言 (Transmissions over computer networks shall not constitute "broadcasting"/"cablecasting".) が追加された。

<インターネット上の送信¹の保護について>

サイマルキャストについては、EU をはじめとする多くの国から、時代のニーズや技術の進歩を考慮すれば、義務的保護とすることが適切との意見が出された。他方、義務的保護とすることに反対する国はなかった。一部の国は、サイマルキャストの保護については検討中であることから、現時点では、最終的な態度を留保するとした。これらを受け、議長は、全体としては義務的保護とする傾向となっているとし、検討中とした国については回答を期待するとした。

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスト (放送番組の同時・ほぼ同時ウェブキャスト)、(ii) 放送番組の異時のウェブキャスト、(iii) 放送番組のオンデマンド送信、(iv) インターネットオリジナル番組の送信、の 4 つに分類している。このうち (iv) については条約の適用対象外とすることでほぼ合意に達している。

放送番組の異時のウェブキャスティング、及びオンデマンド送信については、EU 等がこれを義務の保護とすべきと主張したものの、複数の国が保護対象とすることに懸念を表明したため、共通理解は得られなかった。

<放送前信号について>

放送前信号については、これを条約の保護対象とすることに反対する意見はなかった。具体的な保護のレベルについては、放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権 (right to prohibit) を与える案と、放送前信号に対して適当かつ効果的な保護 (adequate and effective protection) を与える案との間で各国の意見が分かれており、次回会合にて引き続き議論されることとなった。

(2) 権利の制限と例外

(ア) 経緯等

著作権等の権利保護だけでなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、議題化されている。現在、(i) 図書館とアーカイブのための制限例外と、(ii) 教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み(特に、法的拘束力のあるもの)は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

(イ) 議論の概要

今次会合では、図書館とアーカイブのための制限例外についてのみ実質的な議論が行われた。作業文書 (SCCR/26/3) において取り上げられている 11 のトピック²のうち、(viii) 図書館とアーカイブの責任制限、(ix) 技術的保護手段、(x) 契約、(xi) 翻訳権について、各国制度に関する情報の共有が行われた。

(3) 追及権について

前回会合での合意事項に基づき、Sam Ricketson メルボルン大学教授によるプレゼンテーションが行われ、その後、意見交換が行われた。

今後の進め方については、我が方、韓国等より、放送条約の審議時間への悪影響を懸念する意見が出されたものの、追及権に関する議論を行う事自体に反対する国はなかった。これを受け、セネガルより、SCCR の審議時間に影響を与えないよう、追及権に関する会合を SCCR とは別途開催することが提案され、EU、アフリカ諸国を中心に多くの国が支持を表明したことから、SCCR の直前に追及権に関する会合を別途開催することが合意された。

3. 今後の予定

次回 SCCR は、2017 年 5 月 1 日～5 日に開催予定である。

² (i) 保存、(ii) 複製権と保全のためのコピー、(iii) 法定納本、(iv) 図書館貸出し、(v) 並行輸入、(vi) 国境を越えた使用、(vii) 孤児著作物等、(viii) 図書館とアーカイブの責任制限、(ix) 技術的保護手段、(x) 契約、(xi) 翻訳権。